

3 2 障害者福祉（「広島県障害者プラン」の推進）

〔現況及び施策の方向〕

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものに対して、「障害者基本法」等の関係法令及び広島県障害者プラン等の各種計画に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

第1表 身体障害者（児）の数（令和8年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		視覚障害	聴覚・平衡・音声 語・そしやく機能 障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	県 分	13	58	304	130	505
	広島市分	25	87	483	208	803
	呉 市 分	7	16	41	18	82
	福山市分	5	46	158	60	269
	計	50	207	986	416	1,659
18歳以上	県 分	3,147	3,814	18,765	12,896	38,622
	広島市分	3,215	3,551	18,176	14,159	39,101
	呉 市 分	636	779	3,464	2,963	7,842
	福山市分	1,146	1,608	7,664	5,626	16,044
	計	8,144	9,752	48,069	35,644	101,609
合 計	県 分	3,160	3,872	19,069	13,026	39,127
	広島市分	3,240	3,638	18,659	14,367	39,904
	呉 市 分	643	795	3,505	2,981	7,924
	福山市分	1,151	1,654	7,822	5,686	16,313
	計	8,194	9,959	49,055	36,060	103,268

（注）身体障害者手帳交付台帳の登載数である。

第2表 知的障害者（児）の数（令和8年3月31日現在）

（単位 人）

区 分		最 重 度	重 度	中 度	軽 度	計
18歳未満	県 分	271	741	773	2,058	3,843
	広島市分	269	750	655	1,910	3,584
	計	540	1,491	1,428	3,968	7,427
18歳以上	県 分	1,263	3,974	3,416	3,802	12,455
	広島市分	758	2,094	1,776	2,537	7,165
	計	2,021	6,068	5,192	6,339	19,620
合 計	県 分	1,534	4,715	4,189	5,860	16,298
	広島市分	1,027	2,844	2,431	4,447	10,749
	計	2,561	7,559	6,620	10,307	27,047

（注）療育手帳交付台帳の登載数である。

第3表 精神障害者保健福祉手帳の所持者数（令和8年3月31日現在）（一部再掲）

（単位 人）

区 分	1 級	2 級	3 級	計
県 分	700	12,674	9,570	22,944
広島市分	1,305	14,444	6,818	22,567
計	2,005	27,118	16,388	45,511

（注）精神障害者保健福祉手帳交付台帳の登載数である。

第4表 特定医療費（指定難病）等支給認定承認数（各年度末現在）（一部再掲）

（単位 件）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県 分	14,576	15,082	15,715
広島市分	10,365	11,053	11,584
計	24,941	26,135	27,299

＜「広島県障害者プラン」の推進＞

令和6年3月に策定した「第5次広島県障害者プラン」（広島県障害者計画、広島県障害福祉計画、広島県障害児福祉計画）に基づき、すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のための施策を推進していく。

1 障害への理解促進（予算額 22,621 千円）

(1) 障害に対する理解の促進（予算額 12,990 千円）

ア あいサポートプロジェクトの推進（予算額 7,193 千円）

様々な障害の特性や障害のある方が困っていることを知り、それぞれに必要な配慮を理解し実践することで、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、企業や関係団体等との協働による「あいサポートプロジェクト」を実施する。（平成23年度創設）

企業や関係団体等を対象としたあいサポート運動に係る出前講座に加え、障害当事者への理解や接する機会のあり方を学ぶため、小学校から高校生を対象に障害当事者視点の内容を基にしたワークショップ等を出前講座のプログラムとして実施する。

第5表 あいサポート運動の実施状況（令和8年3月31日現在）

区 分	実 績
あいサポーター数（あいサポート研修・出前講座受講後、あいサポート運動を推進する人）	263,130 人
あいサポート企業・団体数（あいサポート運動取組企業・団体）	868 企業・団体
あいサポートメッセンジャー養成数（あいサポート研修・講座の講師養成数）	801 人

イ 広報・啓発活動の展開（予算額 5,797 千円）

障害者（児）に対する社会の正しい理解と認識を深めるための福祉思想の普及啓発を図るため、「障害のある人びとの福祉」を作成し、ホームページに掲載する。

○ 心のバリアフリー推進員の設置

心のバリアフリーを推進するため、心のバリアフリー推進員を設置し「障害者差別解消法」（平成28年4月施行）に基づく相談窓口、あいサポート運動の推進、ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。（平成30年度創設）

○ 相談窓口の設置

障害者支援課内に推進員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に対応する。

○ 普及啓発

講演、会議等により、県民、障害福祉団体、民間企業等に対して説明や情報提供を実施する。
広報物の配布・掲示等によりヘルプマーク等障害者に関するマークの普及啓発等を実施する。

○ 広島県障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別を解消するため、相談事例の共有や解決方策の検討、啓発活動等について協議を行う。

(2) 各種団体との協働の促進（予算額 1,730 千円）

身体障害者（児）・知的障害者（児）関係団体に対して運営費等を補助し、障害者（児）の福祉を向上させるための活動を促進する。

○障害者団体との協働

・団体運営費の助成

第6表 身体障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
（一社）広島県身体障害者団体連合会	250	250	250
（社福）広島県肢体障害者連合会	140	140	140
（社福）広島県視覚障害者団体連合会	140	140	140
（一社）広島県ろうあ連盟	140	140	140
（特活）広島県難聴者・中途失聴者支援協会	110	110	110
（特活）広島県腎友会	110	110	110
恵 声 会	110	110	110
全国脊髄損傷者連合会広島県支部	100	100	100
計	1,100	1,100	1,100

〔負担割合 県10/10〕

第7表 知的障害者（児）関係団体に対する補助の状況

（単位 千円）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
（一社）広島県手をつなぐ育成会	210	210	210
広島県知的障害者福祉協会	110	110	110
（特活）広島自閉症協会	100	100	100
広島県重症心身障害児（者）を守る会	100	100	100
広島県心身障害児者父母の会連合会	110	110	110
計	630	630	630

〔負担割合 県10/10〕

(3) 権利擁護の推進（予算額 7,901 千円）

障害者虐待の防止

障害者虐待防止・権利擁護推進事業（予算額 7,901 千円）

「障害者虐待防止法」に基づき、県障害者権利擁護センターの運営や人材の養成等により、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応及びその後の適切な支援の確保を図る。（平成23年度創設）

○ 障害者虐待防止ネットワーク推進会議

障害者虐待防止・権利擁護を適切に実施するための体制整備を行う。

○ 県障害者権利擁護センター運営費

使用者による障害者虐待に係る通報受付、障害者又は養護者からの相談への対応、その他虐待防止等のために必要な支援等を行う。（事業委託法人：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会）

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修

市町、障害福祉事業所等を対象とした研修会を実施する。

○ 指導者養成研修

指導者養成のため、国が開催する研修に人員を派遣する。

第8表 障害者虐待防止・権利擁護推進事業実績（令和7年度）

事 業 内 容			実 績	
障害者虐待防止ネットワーク推進会議			実施回数	1 回
ワーキンググループ会議				0 回
県障害者権利擁護センター運営	相談援助	問合せ件数	1 件	
		相談件数	身体障害者	2 件
			知的障害者	11 件
			精神障害者	22 件
			不明・その他	26 件
			合計	61 件
	広報・啓発	リーフレット (事業所・利用者)	4,000 部	
		チラシ (一般向け)	7,000 部	
障害者虐待防止・権利擁護研修			実施回数	3 回
			出席者数	2,067 人
指導者養成研修			出席者数	4 人

〔負担割合 国1/2 県1/2〕

2 自立と社会参加の促進（予算額 227,886千円）

(1) 雇用・就労の促進（予算額 98,519千円）

ア 就業機会の拡充と雇用促進

障害者就業・生活支援センター運営事業（予算額 52,718千円）

(ア) 日常生活支援（予算額 52,718千円）

障害者就業・生活支援センターを設け、障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援等を行う。（平成14年度創設）

第9表 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）の実施状況

（単位 所）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施か所数	8	8	8

（注）実施か所数は各年度4月1日現在の数値としている。

(イ) 障害者就労施設等の製品に対する優先的発注

障害者就労施設等の活性化を図り、障害者の経済的自立を支援するため、障害者就労施設等の製作した物品について優先的発注を行う。

イ 工賃向上のための取組

障害者の経済的自立支援事業（予算額 45,801千円）

障害者の経済的な自立を伴った地域生活への移行を推進するため、令和6年に策定した「広島県工賃向上に向けた取組（第5期）」をもとに、障害者施設における事業活動の充実及び工賃（利用者が得る事業活動の対価）の向上を図る取組を支援する。（平成21年度創設）

事業名	事業概要	負担割合
専門家アドバイザー派遣事業	専門家による事業所職員向けのスキルアップ研修やアドバイザー派遣による技術指導や経営指導を行い、製品の品質向上だけでなく、事業所の企画開発力や販売力の向上を図る。	国 1/2 県 1/2
事業所製品のブランディング事業	市町、地域の事業所と連携して、事業所製品の認知度向上につながるキャンペーンを実施し、キャンペーン企画を通じて、事業所製品の品質や商品力の向上を支援する。事業所製品や、事業所が提供する役務・サービスの販路拡大に繋がる企画を行う。 事業所製品のブランド力の向上や販路拡大につなげるため、事業所製品やふれ愛プラザの認知度を調査・分析する。	国 1/2 県 1/2
受発注マッチング・ふれ愛プラザ運営強化事業	統括ディレクターを配置し、障害者就労支援事業所製品の販売拠点である「ふれ愛プラザ」の運営強化による販売・情報発信・交流機能の向上とともに、製品及び役務の受注・調整窓口である「共同受注窓口」における企業等への情報提供体制や受発注マッチング機能の強化を図る。	国 1/2 県 1/2
農業分野における新たな就労確保事業	農業分野への障害者の就労促進のため、障害者就労支援事業所への農業の専門家派遣や、農業経営者と障害者就労支援事業所の施設外就労のマッチング、セミナーや販売イベントの開催等により農福連携を推進する。	国 1/2 県 1/2
事業所適正化事業	指定、取消における審査体制の強化 指定や取消の審査における専門家による県への助言	県 10/10

(2) 情報の保障の強化（予算額 115,212 千円）

ア 情報アクセシビリティの向上（予算額 35,697 千円）

(ア) 障害者社会参加推進事業（情報支援）（予算額 33,959 千円）

（平成9年度創設）

- ・音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業
- ・点訳・音訳奉仕員養成事業
- ・要約筆記者養成事業
- ・要約筆記者派遣ネットワーク事業
- ・盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業
- ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- ・視覚障害者移動支援従事者資質向上研修
- ・失語症者向け意思疎通支援者養成事業
- ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- ・障害者情報アクセシビリティ支援体制整備事業

(イ) 障害者情報アクセシビリティ向上事業（予算額 1,738 千円）

障害者への直接支援のほか、ＩＣＴの導入により日常的あるいは潜在的な課題を解決する手段を習得できるよう、セミナー等の実施など、個々に適したＩＣＴに関する支援を委託により実施する。（令和２年度創設）

イ 視覚障害者等の読書環境の整備

県立視覚障害者情報センターの運営（次項目ウの（ア）参照）

ウ 意思疎通支援の充実（予算額 69,448 千円）

（ア） 県立視覚障害者情報センターの運営（予算額 38,843 千円）

県立視覚障害者情報センターは、点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行っている。（昭和 37 年度創設）

- 実施主体 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（指定管理者）
- 住 所 広島市東区戸坂千足二丁目 1-5
- 電話番号 (082) 229-2320

第 10 表 県立視覚障害者情報センターの蔵書状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（単位 タイトル）

区 分	数
点 字 図 書	11,583
カセットテープ図書	12,011
デ イ ジ ー 図 書	10,149

（イ） 広島県聴覚障害者センターの運営（予算額 30,605 千円（一部再掲））

手話や字幕入りビデオ・ＤＶＤの製作・貸出、意思疎通支援者の養成及び派遣、聴覚障害者への生活訓練、相談などの業務を行っている。（平成 12 年度創設）

- 実施主体 一般社団法人 広島聴覚障害者協会（指定管理者）
- 住 所 広島市南区皆実町一丁目 6-29
- 電話番号 (082) 254-0085

第 11 表 広島県聴覚障害者センターの作品所蔵状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

（単位 タイトル）

区 分	数
ビデオ	1,788
DVD	1,778

エ 普及啓発活動の展開（予算額 10,067 千円）

手話が言語であることや障害にも様々な特性があり、障害の特性に応じた意思疎通手段があることについて広く県民に普及啓発を行うとともに、手話等の習得の機会の確保を図る。（令和 8 年度創設）

（ア） 普及啓発（予算額 2,115 千円）

手話言語及び障害特性に応じたコミュニケーションや「手話の日」を普及啓発するための企画や啓発等を実施する。

(イ) あいサポートプロジェクトの推進（予算額 7,193 千円）【再掲】

広く県民に障害への理解を深めてもらうために、「あいサポート運動」の一環として手話と障害特性に応じた意思疎通手段に特化した出前講座（手話講座など）を実施する。

(ウ) 協議の場の設置（予算額 539 千円）

広島県障害者自立支援協議会意思疎通支援部会を設置し、「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」に関する施策の進捗状況や課題等について関係団体等と協議する。

(エ) 手話等の習得機会の確保（予算額 220 千円）

乳幼児期から手話等を習得する機会を確保するための先進的取組の調査を実施する。

(3) 文化芸術活動の推進（予算額 14,155 千円）

ア あいサポートアート展等の開催（予算額 4,851 千円）

障害のある方のアート展等を開催して、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。（平成 24 年度創設）

イ 障害者芸術文化活動支援体制の整備（予算額 8,071 千円）

広島県アートサポートセンターを設置し、普及啓発や情報発信、人材育成、相談支援等により、障害者の芸術文化に係る創作活動基盤を強化するとともに、障害者芸術施設等の関係機関とのネットワークを構築し、身近な地域で文化芸術活動を行う環境の充実を図る。（平成 28 年度創設）

ウ あいサポートふれあいコンサートの開催（予算額 1,233 千円）

音楽、演劇、ダンス等、障害者自らが舞台上で表現者として発表できる芸術祭を開催し、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。（平成 29 年度創設）

3 保健、医療の充実（予算額 9,138,202 千円）

(1) 保健・医療提供体制の充実（予算額 9,000,799 千円）

専門的な医療の提供（予算額 9,000,799 千円）

ア 自立支援医療（更生医療）（予算額 751,500 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、障害の除去、又は軽減により日常生活を容易にすること等を目的とした医療に公費負担を行う市町に対し助成する。（昭和 24 年度創設・平成 18 年度自立支援医療に移行）

第12表 更生医療の給付状況

(単位 人、千円)

区 分		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額	給付人員	公費負担額
入院	視覚障害	0	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	4	622	4	282	3	48
	心臓機能障害	0	0	10	1,645	1	109
	じん臓機能障害	72	35,460	68	54,990	83	34,996
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	1	106	2	104	4	657
	免疫機能障害	1	113	1	0	2	12
入院外	視覚障害	0	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	2	8	3	169	3	24
	心臓機能障害	0	0	0	0	0	0
	じん臓機能障害	914	419,173	1,126	382,291	1,046	422,194
	小腸機能障害	0	0	0	0	0	0
	肝機能障害	50	4,698	60	1,210	44	5,375
	免疫機能障害	80	24,391	124	8,058	101	27,277
訪問看護		0	0	0	0	0	0
計		1,124	484,571	1,398	448,749	1,287	490,692

(注) 1 広島市、呉市及び福山市を除く。

〔負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

2 小数点以下の四捨五入により合計値と合わない。

イ 自立支援医療（精神通院医療）（予算額 4,183,849 千円）

心身の障害の軽減を図る自立支援医療のうち、在宅精神障害者の医療の確保を容易にするために
行われる通院医療の医療費を公費負担する。（昭和40年度創設・平成18年度自立支援医療に移行）

第13表 精神通院医療の給付状況

(単位 人、件)

区 分	通院公費負担	
	通院患者数	年間診療件数
令和7年度	35,573	549,533
令和6年度	33,454	530,849
令和5年度	32,708	509,952

(注) 1 広島市を除く。

〔負担割合 国1/2、県1/2〕

2 通院患者数については、各年度とも前年度3月から当年度2月分の累計である。

ウ 療養介護医療給付事業（予算額 135,268 千円）

医療的ケアを必要とする障害者のうち、常時介護を要する障害者を対象に、病院等における療養
介護のうち医療に要する費用を給付する。（平成18年度創設）

第14表 療養介護医療給付事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和7年度	23	126,109
令和6年度	23	131,050
令和5年度	23	128,807

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4〕

エ 重度心身障害児（者）医療の公費負担（予算額 3,894,734 千円）

重度心身障害児（者）の健康管理と保護者の経済的負担の解消を図るため、身体障害者手帳 1 級～3 級又は療育手帳㊤（最重度知的障害者）、A（重度知的障害者）、㊤（中度知的障害者）の交付を受けている児（者）の医療費を負担する市町（広島市、呉市及び福山市を含む。）に対し助成する。（昭和 48 年度創設）ただし、次の場合等は対象から除く。

- ・生活保護の適用を受けているとき。
- ・障害者又はその扶養義務者の所得が一定額を超えるとき。
- ・国民健康保険法の被保険者で、同法第 116 条の 2 に規定する施設への入所措置により、当該市（町）の区域内に住所を有することとなったとき。

第 15 表 重度心身障害児（者）医療公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1 件当たり助成額 (B) / (A)
令和 6 年度	61,097 人	1,946,649 件	8,261,883 千円	3,646,403 千円	4,244 円
令和 5 年度	61,830 人	1,963,432 件	8,384,596 千円	3,726,130 千円	4,270 円
令和 4 年度	62,495 人	1,934,291 件	8,317,045 千円	3,708,340 千円	4,300 円

〔負担割合 県 1/2、市町 1/2、広島市は県 40/100〕

オ 精神障害者地域包括ケア促進事業〔通院医療費の公費負担〕（予算額 35,211 千円）

医療、障害福祉・介護、住まいや就労等を包括的に支援する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、公費負担医療制度である自立支援医療（精神通院）とは別に、独自の通院医療費助成制度を創設し、再発・重症化による再入院等の防止を図ることにより、地域生活への移行・定着を促進するため、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者、かつ、自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者に対し助成する。（令和 3 年度創設）

対象除外の要件は、重度心身障害者医療と同じ。

第 16 表 精神障害者医療費公費負担の状況

区 分	支給者数	助成件数 (A)	障害者医療助成額 (B)	(B)のうち県費補助額 (C)	1 件当たり助成額 (B) / (A)
令和 6 年度	960 人	29,191 件	66,872 千円	28,789 千円	2,291 円
令和 5 年度	971 人	27,533 件	63,464 千円	27,635 千円	2,305 円
令和 4 年度	936 人	25,447 件	59,560 千円	25,573 千円	2,340 円

〔負担割合 県 1/2、市町 1/2、広島市は県 40/100〕

カ 広島県障害者介護給付費等不服審査会の運営（予算額 237 千円）

市町の行った介護給付費等に係る処分に対する審査請求の事案を調査審議するために設置している広島県障害者介護給付費等不服審査会を運営する。（平成 18 年度創設）

第 17 表 審査請求の状況

区 分	件 数	審 査 結 果
令和 7 年度	1	令和 8 年度へ繰越 1 件
令和 6 年度	2	取下げ 1 件、令和 7 年度へ繰越 1 件
令和 5 年度	1	令和 6 年度へ繰越 1 件

(2) 療育体制の充実（予算額 137,403 千円）

ア 発達障害児支援の充実（予算額 93,746 千円）【再掲】

(ア) 発達障害者支援センター運営事業（予算額 34,789 千円）

発達障害児（者）及びその家族等に対する支援体制の充実を図る。（平成 17 年度創設）

- 実施主体 県
- 事業委託法人 社会福祉法人 つつじ（東広島市八本松米満）
- 事業概要 相談・療育・就労支援、普及啓発・研修、関係機関の連絡調整

第 18 表 発達障害者支援センター事業実績（令和 7 年度）

事 業 内 容		実 績			
相談支援・発達支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	224 人	延支援件数	741 件
	医学的診断、心理学的判定	実診断人数	0 人	実判定人数	6 人
	夜間等の緊急時保護、行動障害による一時保護	実支援人数	0 人	延支援件数	0 件
	相談支援・発達支援に伴う情報共有等（調整会議）	6 件			
相談支援・就労支援	実支援人数・延支援件数	実支援人数	60 人	延支援件数	324 件
	相談支援・就労支援に伴う情報共有等（調整会議）	5 件			
	相談支援・就労支援に伴う関係機関職員への助言（機関コンサルテーション）	185 件			
地域住民に対する普及啓発	パンフレットの作成等	8 件			
	地域住民向け講演会の開催等	52 回			
関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修	センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	26 回	延参加人数	815 人
	外部から講師依頼を受けた研修（講師派遣）		36 回		1,326 人
	教育関係者との合同研修会		4 回		75 人
関係施設・関係機関等の連携	発達障害者支援法第 19 条の 2 協議会への参加状況	実施回数		2 回	
	障害者総合福祉法第 89 条協議会等への参加状況			6 回	
	他の協議会への参加状況			4 回	
職員の研修派遣状況		参加回数		18 回	
職員の支援等に関する専門性の確認状況		評価回数		0 回	

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

(イ) 発達障害地域支援体制推進事業（予算額 58,957 千円）

発達障害児（者）とその家族が地域で安心して生活できる体制を整えるため、次の事業を行う。

a 発達障害地域支援体制マネジメント事業（平成 27 年度創設）

発達障害児とその家族にとって身近な市町、事業所、医療機関、学校等において、本人の障害特性に合わせた個別の支援が重層的に行われる体制づくりを推進するため、発達障害者支援センターに発達障害地域支援マネジャーを 2 名配置し、市町への巡回指導や助言を行うとともに、支援人材の養成研修などを実施する。

b 支援者人材の育成（平成 24 年度創設）

- 発達障害支援基礎研修
- 発達障害支援スキルアップ研修
- 発達障害教育支援スキルアップ研修
- 医師対象研修

c 家族支援体制の整備

発達障害児等の子育てを担う保護者が、障害の特性を早期に理解し、適切な対応ができるよう家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者、ペアレントメンター、ペアレントメンターコーディネーターの養成等を行う。(平成 27 年度創設)

- ペアレントメンター養成研修
- ペアレントメンターコーディネーター養成研修
- 家族支援関係者連絡会議

地域生活のあらゆる場面で、発達障害が理解され適切な配慮が受けられるよう、地域住民を対象としたセミナーやイベントを開催する。

- 県民向け発達障害啓発事業

d 発達障害の医療ネットワーク構築事業

発達障害について適切な診療を確保するため、専門的医療機関を中心としたネットワークを構築し、高度な専門的医療機関を拠点医療機関と位置付け、発達障害医療コーディネーターを配置し、発達障害の診療医を増やすための陪席研修や困難事例に対する相談支援を実施する。また、長期の初診待機者が集中している圏域において、初診と再診の機能分化等を図る仕組みを構築する。(平成 30 年度創設)

e 初診待機解消に向けた体制整備の取組

専門医療機関への初診待機の長期化により、早期支援に繋がっていないことに加え、待機者や家族が不安を抱いていることを踏まえ、診断の必要性に応じ適切な時期に対応できる円滑な診断の実施と早期支援体制の整備を図る。(令和 8 年度創設)

(a) 発達障害診断前相談サポート機能整備 (初診待機者向相談窓口の設置)

受診を希望する児・者及びその家族に対し適切なアセスメントを行い、アセスメントの結果をもとに個別の状況に応じた医療機関や支援機関へつなぐことで、円滑な診断の実施と早期支援を図る。

(b) 発達障害専門医療機関の初診待機短縮の効果検証 (受診集中機関の初診待機者縮減)

初診待機者の多い専門医療機関において、専門職によるアセスメント等を行い、受診の必要性や緊急度に応じて検査・診察への早期対応や他の機関への紹介等による診療前支援体制の構築をモデル的に実施する。

イ 医療的ケア児(者)支援体制の整備 (予算額 40,037 千円)【再掲】

(ア) 医療型短期入所施設補助事業 (予算額 2,353 千円)

日常的に医療的ケアと医療機器が必要な医療的ケア児(者)の家族等介護者の病気・出産・学校行事等、介護が困難な期間やレスパイトを含めた在宅支援を推進し、地域で安心して暮らせる環境づくりを構築するため、病院の病床を活用した医療型短期入所事業を展開し、医療型短期入所施設補助事業を実施する市町に対し補助を行う。〔負担割合 県 1/2、市町 1/2〕

令和 8 年度は、尾三圏域及び備北圏域において実施する。(令和元年度創設)

(イ) 医療型短期入所事業所開設支援事業（予算額 8,030 千円）

医療型短期入所事業所の不足や偏在を解消し、県内7障害保健福祉圏域において段階的に開設されていくことを目指し、各圏域の地域分析を行うとともに、県内の医療機関や介護老人保健施設に対して、事業所の制度等を広く周知し、併せて医療機関等の希望に応じた新規開設に係る個別支援を行う。（令和8年度創設）

(ウ) 医療的ケア児支援部会の開催（予算額 255 千円）

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、教育等関係機関が連携を図るために設置された広島県障害者自立支援協議会「医療的ケア児支援部会」で、支援の課題や対応策について協議を行う。（平成30年度創設）

(エ) 医療的ケア児支援センター運営事業（予算額 23,360 千円）

医療的ケア児の家族などからの相談を受け止め、必要な機関等へつなげていく仕組みや、支援を行う市町をサポートする体制を構築し、医療的ケア児やその家族が安心して生活できるよう、医療的ケア児支援センターを設置・運営する。（令和5年度創設）

また、医療的ケア児（者）に対する支援者のネットワーク構築等と医療的ケア児（者）に対応できる看護師及び介護従事者の育成を実施し、在宅の医療的ケア児（者）が安心して生活できる環境の実現に向けた支援を行う。（令和2年度創設）

(オ) 医療的ケア児等地域支援アドバイザー配置（予算額 536 千円）

市町から、地域の関係機関との連携体制支援や困難事例への助言・支援・コーディネート、ケース会議でのスーパーバイズなどを求める要望を受け、モデル事業として福山・府中圏域において「医療的ケア児等地域支援アドバイザー」を配置し、市町の対応力向上や支援連携体制の構築・拡充を図る。（令和8年度創設）

(カ) 医療的ケア児（者）用防災ガイドブックの作成（予算額 2,203 千円）

特別な配慮を必要とされる医療的ケア児（者）とその家族の防災意識を高め、災害時の円滑な避難につなげるため、電源確保や避難物品の準備・個別避難計画の作成など、災害時を想定した事前防災の取組促進に資するガイドブックを作成する。（令和8年度創設）

(キ) 非常用電源機器の備蓄（予算額 3,300 千円）

災害時の停電により生命の危機に直結する、人工呼吸器等に電源を供給するための予備電源のバックアップ体制として、非常時に貸し出せる医療機器用蓄電装置を、県医療的ケア児支援センターに備蓄する。（令和8年度創設）

ウ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（予算額 2,240 千円）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入又は修理等に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援し、福祉の増進を図る。（平成25年度創設）

エ 成人期移行に向けた支援体制

医療的ケア児等コーディネーター養成研修（予算額 1,380 千円（再掲））

医療的ケア児（者）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児（者）に対する支援が適切に行える人材を養成する。（平成 30 年度創設）

4 地域生活の支援体制の構築（予算額 30,311,556 千円）

(1) 福祉サービス等の提供（予算額 30,168,420 千円）

ア 訪問系サービスの確保および日中活動の場の充実（予算額 29,592,590 千円）

(ア) 介護給付、訓練等給付事業（予算額 19,738,274 千円）

居宅介護、同行援護、短期入所、共同生活援助等の障害福祉サービス事業を実施する市町に対し負担する。（平成 18 年度創設）

第 19 表 介護給付、訓練等給付事業の状況

（単位 市町、千円）

区 分	市 町 数	県費負担額
令和 7 年度（見込）	23	19,053,969
令和 6 年度	23	17,746,503
令和 5 年度	23	16,127,975

（注）広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4〕

第 20 表 指定障害福祉サービス等事業者数の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

サ ー ビ ス 種 別	県 分	その他市町分	合 計
居宅介護（ホームヘルプ）	17	562	579
重度訪問介護	14	512	526
行動援護	4	94	98
同行援護	7	129	136
療養介護	8	3	11
生活介護	141	181	322
短期入所（ショートステイ）	13	291	304
重度障害者等包括支援	0	1	1
共同生活援助（グループホーム）	8	249	257
施設入所支援（障害者支援施設）	35	28	63
自立訓練（機能訓練）	3	3	6
自立訓練（生活訓練）	13	28	41
宿泊型自立訓練	2	2	4
就労移行支援	16	48	64
就労定着支援	9	35	44
就労選択支援	5	9	14
就労継続支援 A 型	22	70	92
就労継続支援 B 型	163	306	469
自立生活援助	1	3	4
一般相談支援	2	192	194
特定相談支援	0	293	293

（注） 1 休止中・廃止の事業所は除く。

2 「施設入所支援（障害者支援施設）」は、児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設で、18 歳以上の入所者も利用させることとした障害者支援施設を除く。

(イ) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業（予算額 101,694 千円）

重度訪問介護サービス等に対する支給額が、国庫負担基準額超過の市町に対し、財政支援を行い、重度障害者等の地域生活を支援する。（平成 24 年度創設）

第 21 表 重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費支出額
令和 7 年度 (見込)	3	98,001
令和 6 年度	3	60,923
令和 5 年度	2	79,152

(注) 1 広島市、呉市及び福山市を含まない。
2 県費支出額のうち 2/3 が国庫補助金交付額。

(ウ) 障害児通所給付事業 (予算額 7,830,861 千円)

障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援事業を実施する市町に対し負担する。(平成 24 年度創設)

第 22 表 障害児通所給付事業の状況

(単位 市町、千円)

区 分	市 町 数	県費負担額
令和 7 年度	23	7,079,608
令和 6 年度	23	6,485,401
令和 5 年度	23	5,183,430

(注) 広島市、呉市及び福山市を含む。 [負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4]

(エ) 障害児入所施設等への入所措置等 (予算額 1,088,246 千円)

障害のある児童が、日常生活の指導や治療等を受けるために障害児入所施設等へ入所(措置・契約)するための費用の一部又は全部を負担する。(昭和 22 年度創設)

児童福祉施設措置費 (予算額 725,533 千円)

障害児施設給付費 (予算額 362,713 千円)

(オ) 身体障害者(児)及び難病患者等の補装具の交付・修理 (予算額 193,068 千円)

身体障害者(児)及び難病患者等の身体的機能の障害を補い、職業活動や日常生活を容易にするため、義手、義足、車椅子、補聴器、視覚障害者安全つえ等の補装具を交付・修理し、その社会復帰の促進を図る。(平成 18 年度創設)

第 23 表 補装具の交付・修理の状況 (令和 7 年度)

(単位 件、千円)

種 目	種 別	交 付		修 理		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
義肢	肢	37	30,843	66	21,076	103	51,919
装具	具	63	6,462	31	994	94	7,456
姿勢保持装置	装置	73	45,429	131	20,686	204	66,115
視覚障害者安全つえ	つえ	57	331	1	4	58	335
義眼	眼	7	626	0	0	7	626
眼鏡	鏡	61	1,633	2	16	63	1,649
補聴器	器	265	18,109	146	2,633	411	20,742
人工内耳	耳			13	417	13	417
車椅子	子	132	46,228	315	20,135	447	66,363
電動車椅子	子	19	18,105	109	10,766	128	28,871
車載用姿勢保持装置	装置	15	1,853	5	239	20	2,092
起立保持具	具	0	0	0	0	0	0
歩行器	器	11	566	5	179	16	745
排便補助具	具	0	0	1	109	1	109
歩行補助つえ	つえ	14	136	0	0	14	136
重度障害者用意思伝達装置	装置	6	4,230	5	271	11	4,501
計		760	174,551	830	77,525	1,590	252,076

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。 [負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4]

(カ) 特別児童扶養手当の支給（予算額 29,136 千円：支給事務費）

特別児童扶養手当は、身体、知的又は精神に障害のある児童を家庭において監護している者に対し国が手当を支給して、その障害児の福祉の増進を図ることを目的としており、県及び市町が、これらの手当の認定、支給に関する諸事務を行う。（昭和 39 年度創設）

項 目	内 容
支 給 要 件	重度若しくは中度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父母等に支給。 ただし、次の場合は除く。 ○児童が施設等に入所しているとき。 ○児童が障害を支給事由とする年金を受けているとき。 ○受給者やその者の配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以上であるとき。
手 当 額	○1 級（重度）児童 1 人につき月額 58,450 円 ○2 級（中度）児童 1 人につき月額 38,930 円

第 24 表 特別児童扶養手当の認定及び支給状況

（単位 人）

令和 6 年度末 受給者数	令和 7 年 度 中 の 異 動										令和 7 年度末 受給者数	
	新規認定	支給停止解除	他県から転入	資 格 喪 失						支給停止		他県へ転出
				20歳到達	児童死亡	障害が軽度になる	受給者死亡	その他	計			
2,848	394	50	54	115	11	54	0	93	273	123	45	2,905

（注）広島市を除く。

第 25 表 特別児童扶養手当の障害別受給児童数

（単位 人）

区 分	受 給 児 童 数	障 害 別 受 給 児 童 数					
		精 神 障 害		身 体 障 害		重 複 障 害	
		重 度	中 度	重 度	中 度	重 度	中 度
令和 7 年度	3,182	789	1,996	184	202	9	2
令和 6 年度	3,103	762	1,925	200	208	7	1
令和 5 年度	3,078	769	1,886	208	212	1	2

（注）1 広島市を除く。

2 各年度末の人数である。

(キ) 心身障害者扶養共済制度（予算額 611,311 千円）

心身障害者（児）を扶養している保護者の死後、残された障害者（児）の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度を実施する。掛金の全額を納付することが困難と認められる加入者に対しては、掛金の減額を行う。（昭和 45 年度創設）

〔制度の概要〕

- 加入資格 心身障害者（児）の保護者で 65 歳未満のもの
- 掛金の額 保護者の加入時の年齢に応じて条例で定める額
- 年金の額 月額 20,000 円（口数追加加入者の場合 月額 40,000 円）

第 26 表－1 心身障害者扶養共済制度の加入状況

(単位 口)

区 分		加 入 口 数	年金受給口数	弔慰金受給口数 (累計)	脱退一時金受給 口数 (累計)
令和 7 年度	県 分	1,038	1,393	820	645
	広島市分	599	624	273	300
	計	1,637	2,017	1,093	945
令和 6 年度	県 分	1,077	1,404	815	641
	広島市分	618	635	268	299
	計	1,695	2,039	1,083	940
令和 5 年度	県 分	1,118	1,416	806	641
	広島市分	673	629	261	296
	計	1,791	2,045	1,067	937

(注) 1 県分に呉市及び福山市を含む。

2 各年度末現在の数値である。

第 26 表－2 心身障害者扶養共済制度の異動状況

(単位 人)

加 入 者 数						年 金 受 給 者 数				
令和6年度末	新規加入・他県から転入	資 格 喪 失			令和7年度末	令和6年度末	年金支給開始	資 格 喪 失	令和7年度末	
		脱退・他県へ転出	障害者死亡(弔慰金請求)	加入者死亡等(年金請求)				受給者死亡		
728	11	2	4	35	698	1,129	35	50	1,114	

(注) 広島市を除く。

イ 地域生活を支えるサービス等 (予算額 575,830 千円)

(ア) 障害者社会参加推進事業 (予算額 61,669 千円)

在宅の障害者に対し地域社会への参加を推進するため、次の事業を福祉団体に委託するなどして実施する。(昭和 39 年度創設)

第 27 表 障害者社会参加推進事業（県実施事業）の状況

(単位 千円)

事業名	事業内容	令和6年度予算	令和7年度予算	令和8年度予算
社会参加支援員等育成				
●手話通訳者養成・研修事業 (平成2年度創設)	専門技能を有する手話通訳者及び手話奉仕員の養成に指導的役割を果たす手話通訳者を養成する。	3,111 【1,679】	3,177 【1,714】	3,184 【1,736】
○身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業(平成10年度創設)	相談員の相談対応能力の向上を図るため研修を実施する。	376	380	380
○盲ろう者通訳・介助員養成・研修等事業(平成10年度創設)	視覚及び聴覚に重複した障害がある盲ろう者とのコミュニケーション手段の技術等の指導を行って、通訳・介助員を養成する。	2,131 【1,430】	2,160 【1,452】	2,198 【1,479】
○盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(平成18年度創設)	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	12,293 【9,337】	12,578 【9,753】	12,611 【9,494】
○盲ろう者向け相談・訓練事業	盲ろう者に対する相談対応、生活訓練等を実施する。	478	490	472
○身体障害者補助犬育成事業 (平成元年度創設)	就労等により社会活動への参加に効果があると認められる重度の身体障害者に身体障害者補助犬を貸与する。	6,502	6,502	6,502
○点訳・音訳奉仕員養成事業 (昭和45年度創設)	点訳または音訳に必要な技術等の指導を行って、これらに従事する点訳奉仕員・音訳奉仕員を養成する。	481	490	491
○要約筆者養成事業 (平成24年度創設)	専門技能を有する要約筆者及び要約筆奉仕員の養成に指導的役割を果たす指導者を養成する。	2,425 【1,020】	2,468 【1,039】	2,695 【1,134】
視覚障害者移動支援従事者資質向上研修(平成20年度創設)	視覚障害者移動支援従事者の資質向上を図るため、社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」の参加者の旅費を負担する。	209	208	276
○失語症者向け意思疎通支援者養成事業(平成30年度創設)	失語症者向けの意思疎通支援者の養成を行うとともに、これら支援者を指導する者の確保が必要であるため、支援者指導者の養成も併せて行う。	2,453 【1,646】	2,512 【1,689】	2,472 【1,664】
○失語症者向け意思疎通支援者派遣事業(令和元年度創設)	養成事業において養成した失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。	4,300 【3,247】	4,585 【3,514】	4,600 【3,497】
社会参加支援サービス				
○障害者社会参加推進センター設置事業(平成2年度創設。平成10年度改組)	障害者の社会参加を推進する拠点として設置する障害者社会参加推進センターの運営に要する経費を助成する。	6,236	6,240	6,240
○生活訓練事業(昭和47年度創設)	オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)に対して、ストマ用装具や社会生活に関することについて講習等を実施する。	434	446	444
○音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業(昭和47年度創設)	疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して、発声訓練を行い、また、この発声訓練に携わる指導者を養成する。	328	326	326
○点字による即時情報ネットワーク事業(平成4年度創設)	重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳し、提供する。	1,763	1,763	1,763
(注2)字幕入り映像ライブラリー等製作貸出事業(平成2年度創設)※	字幕・手話を挿入したテレビ番組等のビデオ・DVD等の製作、貸し出しを行う。	590	590	590
●手話通訳者派遣ネットワーク事業 (平成元年度創設)	手話通訳を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備する。	2,234	2,267	2,142
○要約筆者派遣ネットワーク事業 (平成23年度創設)	要約筆記を必要とする者が、社会生活上必要と認められる外出をする場合、その目的地において必要となる要約筆者を確保するためのネットワークを整備する。	4,010	4,291	4,290
○進行性筋萎縮症者(児)療養相談事業(昭和54年度創設)	進行性筋萎縮症を原疾患とする身体障害者(児)に対し、検診を行うとともに、療養方法、日常生活、更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行う。	196	196	196
心のバリアフリー推進員設置事業 (平成30年度創設)(再掲)	ヘルプマーク等障害者に関するマークの普及のための広報啓発や、障害者差別解消法の普及啓発・相談対応等により、県民の心のバリアフリーを推進する。	5,738	5,902	5,797
○障害者情報アクセシビリティ支援体制整備事業	関係機関が密に連携・協力し、障害者・支援者のニーズ及び地域の実情に応じて、障害者の情報の取得利用、意思疎通に係る支援を適切に提供することができるよう、障害者の社会参加促進施策を総合的に推進する役割を担う「社会参加推進センター」の機能強化を図る。	4,000	4,000	4,000

〔負担割合：国1/2・県1/2、【 】：広島市、福山市、呉市負担金〕

(注) 1 ○の事業は、広島県障害者社会参加推進センターに一括委託し、総合的に実施している。

2 ●の事業は、広島県聴覚障害者センターの指定管理業務として実施しており(予算額は再掲)、※の事業は、字幕入りDVD等の製作を(社福)聴覚障害者情報文化センターに委託し、貸し出しを広島県聴覚障害者センターで行っている。

(イ) 市町障害者地域生活支援事業（予算額 514,161千円）

障害者及び障害児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町が実施する地域生活支援事業に対して補助する。（平成18年度創設）

事業名			事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業		地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。
	自発的活動支援事業		障害者等、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動に対する支援を行う。
	相談支援事業		
	基幹相談支援センター等機能強化事業		専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対する入居支援及び関係機関によるサポート体制の調整を行う。
	成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する。
	成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を行う法人等の活動を支援する。
	意思疎通支援事業		手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
	日常生活用具給付等事業		日常生活上の便宜を図るため、障害者、難病患者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与する。
	奉仕員養成研修事業		手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する。
任意事業	移動支援事業		個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援する。
	地域活動支援センター機能強化事業		障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施する。
	日常生活支援	福祉ホームの運営	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。
		訪問入浴サービス	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
		生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等を行う。
		日中一時支援	日中、障害福祉サービス事業所や学校の空き教室などにおいて、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う。
		地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業	地域生活支援拠点等・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。 ・拠点コーディネーターの配置による緊急時に備えるための相談支援や事前のニーズ把握 ・入所者や施設等への地域移行に向けた働きかけ ・緊急時のための支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等
		地域生活定着支援センターとの連携強化事業	障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等の抱える課題等を把握し、地域において孤立を解消するための支援や適切なサービスのコーディネートを行う者を市町村に配置し、地域生活定着支援センターとの連携の強化を図る。
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。
		芸術文化活動振興	障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
点字・声の広報等発行		点訳、音声訳等により、広報、事業の紹介、生活情報等、必要度数の高い情報などを定期的に提供する。	
家庭・教育・福祉連携推進事業		教育・福祉の連携施策を実施するため、関係者が一同に集う場の設置、合同研修、ハンドブックの作成、地域連携推進マネジャーの配置などの施策を実施する。	
就業・就労支援	盲人ホームの運営	あん摩師免許等を有する視覚障害者であって、雇用・就労が困難な者に対し、施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行う。（本県該当なし）	
	知的障害者職親委託	知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導や技能習得訓練等を行う。	
特別支援事業			必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実。
促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業		発達障害者の特性を踏まえた先進的な取組を行い、自治体の取組として実施可能な条件等を整理するためのモデル事業を実施し、全国への普及につなげることを目的とする。
	障害者虐待防止対策支援		障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を市町村に補助。
	障害者芸術・文化祭開催事業		文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助（各都道府県の持ち回りで開催）。
	成年後見制度普及啓発		成年後見制度利用促進のための普及啓発。
	発達障害児者及び家族支援事業		発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充。
	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業		現任の手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の資質向上のための研修、地域において計画的に意思疎通支援者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立と社会参加を推進。
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業		重度訪問介護の利用者が大学等に就学するにあたって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供する。
	地域における読書バリアフリー体制強化事業		点字図書館と公共図書館等の連携強化、視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援、地域における図書等の点字化、音声化、テキストデータ化ができる人材育成の強化を図る。
	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業		雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する。
	特別促進事業		上記以外の事業であっても地域の特性等に応じて市町の判断で実施する重要な事業の支援。

（注）広島市、呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 国 1/2 以内、県 1/4 以内、市町 1/4〕

(ウ) 施設サービスの利用等

第 28 表 指定障害者支援施設数の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位 所）

種 別		県 分	広島市、呉市及び福山市分	合 計
施設入所支援		35	28	63
サ 昼 ー 間 ビ ス ス 施	生活介護	33	27	60
	自立訓練（機能訓練）	0	2	2
	自立訓練（生活訓練）	2	2	4
	就労移行支援（一般型）	1	0	1
	就労継続支援 B 型	3	1	4

第 29 表 指定障害者支援施設の定員及び利用人員の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位 所、人、％）

区 分	施設数	定 員	利用人員	利用率
施設入所支援	63	3,042	2,856	93.9%

（注）広島市、呉市及び福山市を含む。

第 30 表 指定障害児入所施設等の定員及び利用人員の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位 所、人、％）

区 分	施設数	定 員	利 用 人 員				利用率
			県 分	広島市分	他県分	計	
福祉型障害児入所施設	9	192	77	49	3	126	65.6%
医療型障害児入所施設	8	506	286	175	7	468	92.4%
指定発達支援医療機関（重心）	2	220	108	50	24	182	82.7%
指定発達支援医療機関（肢体）	1	120	43	25	28	96	80.8%
合 計	20	1,038	514	299	59	872	84.0%

（注）1 県分に呉市及び福山市を含む。

〔負担割合 県分 国 1/2、県 1/2〕

2 定員、利用人員及び利用率は、障害福祉サービス分を含む。

第 31 表 指定障害児通所支援事業の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位 所）

区 分	事業所数	支援の種類				
		児童発達支援 （センター）	児童発達支援（セ ンターを除く。）	放課後等デイ サービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等 訪問支援
県 分	368	13	92	222	1	40
広島市分	469	8	122	311	1	27
呉 市 分	70	1	22	44	0	3
福山市分	260	5	71	165	2	17
計	1,167	27	307	742	4	87

（注）休止中の事業所を除く。

〔負担割合 国 2/4、県 1/4、市町 1/4〕

(2) サービスの質の向上等（予算額 21,894 千円）

ア 相談支援従事者等研修事業（予算額 21,894 千円）

○ 相談支援従事者研修（初任者・現任・主任）（平成 20 年度創設）

相談支援従事者の養成・資質向上を図るため、研修を実施する。

（令和 7 年度研修開催実績）

区 分	初 任 者 研 修	現 任 研 修	主 任 研 修
対 象 者	相談支援事業所職員等 （新規従事者を対象）	初任者研修の修了者 （実務経験概ね 5 年程度）	現任研修の修了後、相談支援専門員 として従事した期間が通算して 3 年 （36 ヶ月）以上である者
研修修了者数	168 名	66 名	40 名

○ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に係る研修（令和元年度改定研修）

利用者の状態に応じた適切な支援を行うための個別支援計画の策定等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修を実施する。（平成 20 年度創設）

（令和 7 年度研修開催実績）

区 分	基礎研修	更新研修	実践研修	専門別研修
対 象 者	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者配置事業所職員等（新規従事者を対象）	実践研修の修了者（実務経験概ね 5 年程度）	基礎研修を修了した者で、実践研修受講までに 2 年以上の実務経験がある者	基礎研修修了者のうち受講を希望する者
研修修了者数	512 名	45 名	317 名	76 名

○ 障害者ピアサポート研修

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図るため、研修を実施する。（令和 3 年度創設）

（令和 7 年度研修開催実績）

区 分	基礎研修	専門研修	フォローアップ研修
対 象 者	障害者及び協働支援者	基礎研修の修了者	専門研修の修了者
研修修了者数	24 名	26 名	中止（催行人数未達）

○ 指導者養成研修等（国相談支援従事者指導者養成研修等への派遣）

県が実施する相談支援従事者研修等に係る講師の養成を図るため、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修、サービス管理責任者等指導者養成研修及びピアサポート指導者養成研修へ人材を派遣する。

イ 強度行動障害支援者養成研修

○ 強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害がある人に対して、障害福祉サービス事業所等において適切に支援を行うため、支援者（事業所従事者）に基礎的な知識と技術に関する情報を提供する。（平成 26 年度創設）

（令和 7 年度研修開催実績）

区 分	対 象 者	研修修了者数
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	事業所職員等	1,738 名
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	事業所職員等	1,188 名

(3) 相談支援体制の構築（予算額 88,697 千円）

ア 身近な地域における相談（予算額 22,378 千円）

（ア） 児童発達支援センター等機能強化事業（予算額 22,021 千円）

地域療育の拠点である児童発達支援センター等において、障害のある子供や疑いのある子供への支援内容を検討し、医療機関等への適切な支援につなぐコーディネート体制の確保や保育所等地域の子育て支援機関等に対し、障害特性に応じた支援技術等に関する研修等を実施する。

（令和 2 年度創設）

第 32 表 事業実施施設一覧

主たる施設・事業所種別	主たる施設・事業所名	住 所	法 人 名
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	呉市焼山北	(社福) 呉福祉会
児童発達支援事業所	デイサービスひろば	竹原市竹原町	(社福) 中国新聞社会事業団
福祉型児童発達支援センター	あいあい	尾道市美ノ郷町	(社福) 尾道さつき会
福祉型児童発達支援センター	あづみ園	尾道市久保町	(社福) あづみの森
福祉型児童発達支援センター	「ゼノ」こぼと園	福山市沼隈町	(社福) 「ゼノ」少年牧場
福祉型児童発達支援センター	草笛学園	福山市加茂町	(社福) こぶしの村福祉会
	ひかり園	福山市多治米町	
医療型障害児入所施設	子鹿障害児等療育支援事業所	三次市栗屋町	(社福) ともえ会
医療型児童発達支援センター 医療型障害児入所施設	若草園	東広島市西条町	(社福) 広島県福祉事業団
福祉型児童発達支援センター	広島西こども発達支援センター くれよん	廿日市市四季が丘	(社福) くさのみ福祉会
福祉型児童発達支援センター	柏学園	安芸郡府中町	(社福) 柏学園

(注) 広島市を除く。

〔負担割合 国 1/2、県 1/2〕

(イ) 障害福祉サービスの利用決定等に係る研修 (予算額 357 千円)

障害福祉サービスの利用決定等を円滑に行うため、障害支援区分認定調査員、市町審査会委員の研修を実施する。(平成 26 年度創設)

(令和 7 年度研修開催実績)

区 分	障害支援区分認定調査員研修 (初任者研修)	障害支援区分認定調査員研修 (現任研修)	市町審査会委員研修
対 象 者	市町職員、相談支援事業所職員 等 (新規従事者)	市町職員、相談支援事業所職員等 (初任者研修修了者)	市町審査会の委員 市町職員
研修修了者数	71 名	22 名	58 名

イ 専門的・広域的な相談支援 (予算額 39,318 千円)

県立身体障害者更生相談所、こども家庭センター (児童相談所、知的障害者更生相談所) における相談指導。

知的障害児、重症心身障害者 (児) に対し、生活、教育、職業及び医療等の各種の相談に応じ、施設入所の委託等の必要な措置を行う。また、身体障害者及び知的障害者について、同様の措置を行う市町を支援する。

第 33 表 障害児・知的障害者の相談・措置等の状況 (県分)

(単位 件)

区 分		こども家庭センター		
			知的障害者更生相談所分	児童相談所分
令和 7 年度	相談指導	2,913	846	2,067
	施設措置	89	-	89
令和 6 年度	相談指導	3,125	907	2,218
	施設措置	66	-	66
令和 5 年度	相談指導	2,987	1,027	1,960
	施設措置	97	-	97

(注) 広島市を除く。

第 34 表 身体障害者の更生相談の状況

(単位 人、件)

区 分		相談等実人員	相談件数	判定件数
県立身体障害者 更生相談所	令和 7 年度	3,172	3,555	1,563
	令和 6 年度	3,743	4,202	1,598
	令和 5 年度	2,979	3,876	1,612

(注) 広島市を除く。

ウ ろうあ者専門相談員の設置（予算額 27,001 千円）

次の機関に、ろうあ者専門相談員各 1 名（計 6 名）を設置し、手話によってろうあ者の相談に応じている。

障害者支援課・西部厚生環境事務所呉支所・東部厚生環境事務所（昭和 56 年度設置）、東部厚生環境事務所福山支所（昭和 47 年度設置）、北部厚生環境事務所（昭和 49 年度設置）、県立身体障害者更生相談所（昭和 45 年度設置）

第 35 表 ろうあ者専門相談員の活動状況

（単位 件、人）

区 分	家族関係	生活・生計	職業・職場関係	住 居	健康・医療	教育・育児	福祉サービス	日常生活用具 補装具・	年金・保険	各種制度	災 害	通 訳	そ の 他	計	相談指導実人員
令和 7 年度	111	175	63	29	398	26	156	447	15	25	12	267	453	2,177	930
令和 6 年度	98	223	27	58	317	66	139	426	11	25	2	283	279	1,954	866
令和 5 年度	138	221	42	20	347	44	138	376	7	33	6	224	262	1,858	839

(4) 地域生活への移行支援（予算額 32,545 千円）

ア 地域生活支援拠点等（システム）の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を市町において構築する。

イ 医療と福祉の連携による地域生活への移行支援（予算額 32,545 千円）

精神障害者地域生活支援事業（予算額 32,545 千円）

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する。（平成 30 年度創設）

- ・措置障害者の地域生活支援に係る事業
- ・保健・医療・福祉関係者による協議会開催
- ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
- ・精神障害者の家族支援に係る事業
- ・入院患者への訪問支援事業

5 暮らしやすい社会づくり

(1) バリアフリーの推進（福祉のまちづくりの推進）

「広島県福祉のまちづくり条例」（平成 7 年条例第 4 号）に基づき、福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう県民意識の啓発・醸成を図るため、行政、事業者団体、当事者団体等で組織する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」と連携して各種普及啓発事業を実施する。

(2) 災害・感染症対策の推進

災害発生時に備えた避難訓練等の確実な実施

- 障害福祉サービス事業所では、災害発生時に備えた非常災害対策計画の作成及び定期的な避難訓練が義務付けられ、また令和3年度からは、業務継続に向けた計画の策定、定期的な研修や訓練（シミュレーション）の実施が事業所の努力義務とされたため、各事業所の対応状況を指導監査実施時に確認し、担保する。

6 社会福祉施設の整備等（予算額 943,379 千円）

(1) 障害者施設等の整備（予算額 204,200 千円）

障害者の地域生活移行、就労支援等を図るため、計画的な整備を推進する。

令和7年度の整備実績は、次表のとおりである。（平成17年度創設）

第36表 令和7年度施設等の整備実績

施設種別	施設名	設置主体	整備区分	整備概要	定員	整備場所	備考
共同生活援助・短期入所	(仮称) あさがお	(社福) みつば会	創設	木造2階造	共同生活援助10名 短期入所3名	世羅町	R6から繰越
障害者支援施設・短期入所	障害者支援施設泉の里	(社福) 三原のぞみの会	大規模修繕等	鉄筋3階造	共同生活援助30名 短期入所2名	三原市	R6から繰越
共同生活援助・短期入所	ゆうしゃいん CCM	(社福) 優輝福祉会	大規模修繕等	木造1階造	共同生活援助10名 短期入所3名	三次市	R6から繰越
共同生活援助	友和の里第3グループホーム(仮称)	(社福) 友和の里	創設	木造1階造	8名	廿日市市	
共同生活援助	(仮称) グループホームおとり	(医療) 鴻志会	創設	木造2階造	10名	廿日市市	
児童発達支援センター	(仮称) 児童発達支援センター未来園	(社福) 静和会	創設	木造1階造	25名	府中市	
児童発達支援・放課後等デイサービス	(仮称) 多機能型事業所ON	(社福) 宙	創設	木造2階造	児童発達支援10名 放課後等デイサービス10名	廿日市市	
児童発達支援・放課後等デイサービス	さくら(仮称)	(社福) 石川福祉会	創設	木造1階造	児童発達支援10名 放課後等デイサービス10名	東広島市	

(注) 広島市、呉市及び福山市の所管分を除く。

[負担割合 補助基本額に対し、国2/3、県1/3]

(2) 県立社会福祉施設の運営（予算額 739,179 千円）

社会福祉施設を設置し、これらの施設を総合的かつ効率的に経営するため、平成17年度以降、指定管理者制度の導入により、運営の委託を行っている。

- ・ 指定管理者 社会福祉法人 広島県福祉事業団
- ・ 指定管理者 社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会（視覚障害者情報センター）
- ・ 指定管理者 一般社団法人 広島聴覚障害者協会

第 37 表 県立社会福祉施設の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位 人）

施 設 名		定 員	施 設 の 目 的
総合リハビリテーションセンター	医 療 セ ン タ ー	病床数 160	障害者に対し医療を行うとともに、更生のために必要な相談及び指導を行う。
	若 草 園	入所 60	肢体不自由児を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	若 草 療 育 園	入所 53	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	わ か ば 療 育 園	入所 52	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
	在宅障害児（者）支援センター	通所 10	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、児童発達支援を提供し、家族等関係者に対し、相談その他必要な援助を行う。
	あ け ぼ の	入所 40 日中 60	障害者に対して施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行う。
	ス ポ ー ツ 交 流 セ ン タ ー	—	身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
福山若草園	福 山 若 草 育 成 園	通所 10	肢体不自由児を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える。
	福 山 若 草 療 育 園	入所 54	重度の知的障害及び肢体不自由が重複している児童及び 18 歳以上の者を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。
松陽寮	松 陽 寮	入所 148 日中 163	障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又は自立訓練を行う。
視覚障害者情報センター		—	点字刊行物、視覚障害者用の録音物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、点訳・朗読奉仕員の養成事業を行う。
聴覚障害者センター		—	手話や字幕入り DVD 等聴覚障害者用の録画物の閲覧及び貸し出しを行うとともに、意思疎通支援者の養成・派遣、相談業務を行う。